

発議第 10 号

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を
求める意見書の提出について

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書
を次のとおり提出しようとする。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者 伊賀市議会議員

市川 岳人

川上 善幸

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

福田 香織

北出 忠良

記

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書

厚労省の「国民生活基礎調査」(2016年公表)によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれています。「子供の貧困対策に関する大綱(2014年閣議決定)」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていくことが必要です。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の更なる拡充が求められています。また、地域社会においても生活困窮者への自立支援のとりくみが進むなか、児童生徒への学習支援事業や「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりに関わるとりくみがすすめられています。公的な人的措置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められます。

日本における大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われ、OECD平均の30%を大きく上回っています。(OECD「図表でみる教育2017」)。さらに、高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされています。また、子どもの進学率において、ひとり親世帯(高校等93.9%、大学等23.9%)は全世帯(高校等96.5%、大学等53.7%)を下回っている状況です。

そのような中、2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設され、2018年度より本格実施となりました。また、先般の生活保護法の改正に伴い、大学および専門学校への進学準備給付金が創設されました。しかし、「学生生活調査結果」(2018年3月)においては、「貸与型奨学金の返還にかかる負担」を理由に受給申請を諦めている学生が増えている実態が指摘されています。また、高等学校等就学支援金制度においては、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に

関わるに制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月28日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛